

お知らせ

平成22年8月31日
農 林 中 央 金 庫

中小企業金融円滑化法第7条第1項にもとづく説明書類の修正について

農林中央金庫は、中小企業金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類を、平成22年5月20日に修正開示いたしました。その内容に一部誤りがありましたので、以下のとおり修正させていただきます。

【修正の概要】

金融円滑化法第7条第1項に規定されている説明書類（別表1～4）の概要

（中小企業者に対する「貸付けの条件変更等の実施状況」平成21年12月4日～平成22年3月末累計）

〈修正後〉 (単位:件・百万円)

債務者	申込									
			実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	270	33,057	243	29,997	0	0	25	2,938	2	120

※下線部が修正箇所です。

〈修正前〉 (単位:件・百万円)

債務者	申込									
			実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	269	33,708	240	29,781	0	0	27	3,805	2	120

【後添資料】

- 1 中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類（修正）

以 上

（本件に関する照会先）

農林中央金庫 広報部（平井，長谷川）

TEL：03－5222－2017

第5 法4条に基づく措置の実施状況

別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
債務者が中小企業者である場合]

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	修正前	修正後	修正前	修正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,559	<u>5,756</u>	33,708	<u>33,057</u>
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	5,120	<u>5,317</u>	29,700	<u>29,030</u>
うち、実行に係る貸付債権の額	4,007	<u>4,204</u>	27,388	<u>27,585</u>
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,113	1,113	2,191	<u>1,324</u>
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	120	120
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	438	438	4,008	<u>4,027</u>
うち、実行に係る貸付債権の額	18	18	2,393	<u>2,412</u>
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	420	420	1,614	1,614
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

注1)下線部が修正箇所

注2)金額について百万円未満は切り捨て

第5 法4条に基づく措置の実施状況

別表2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
債務者が中小企業者である場合]

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	修正前	修正後	修正前	修正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	61	<u>62</u>	269	<u>270</u>
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	57	<u>58</u>	230	<u>229</u>
うち、実行に係る貸付債権の数	44	<u>45</u>	214	<u>215</u>
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	13	13	14	<u>12</u>
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	2	2
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	4	4	39	<u>41</u>
うち、実行に係る貸付債権の数	1	1	26	<u>28</u>
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	3	3	13	13
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0

注)下線部が修正箇所

第5 法4条に基づく措置の実施状況

別表3)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	修正前	修正後	修正前	修正後
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	169	169	3,746	<u>3,203</u>
うち、実行に係る貸付債権の額	107	107	2,835	2,835
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	62	62	911	<u>368</u>
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

注1)下線部が修正箇所

注2)金額について百万円未満は切り捨て

第5 法4条に基づき措置の実施状況

別表4)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	修正前	修正後	修正前	修正後
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	2	25	<u>23</u>
うち、実行に係る貸付債権の数	1	1	19	19
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	6	<u>4</u>
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0

注)下線部が修正箇所

第6 法5条に基づく措置の実施状況

別表5)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
債務者が住宅資金借入者である場合]

単位 :百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

第6 法5条に基づく措置の実施状況

別表6)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
債務者が住宅資金借入者である場合]

単位 :件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0